

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 指定医療機関の変更
の辞退
医療機関の指定の一部変更
土地改良区の定款変更の認可
土地改良事業計画書の縦覧
建設業者の変更登録
種畜の廃用
牛及び馬の炭そ及び気しゆそ予防注射
豚コレラ予防注射
ひな白痢の検査
米飯提供業者の登録
建設業者の登録まつ消
- ◇選管規則 鳥取県選挙運動管理規程の一部改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十四年五月七日付鳥取県公報号外第二十号中訂正

告示

鳥取県告示第二百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、昭和二十六年九月鳥取県告示第四百三十三号（医療機関の指定）をもつて告示した次の指定医療機関は、次のとおり昭和三十四年四月一日変更した。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更前 変更後

| | | |
|-----|-------------------|----------------|
| 名称 | 財団法人所子診療所 | 大山町国民健康保険所子診療所 |
| 所在地 | 西伯郡大山町所子五八九番地 | 西伯郡大山町所子五八九番地 |
| 開設者 | 財団法人所子診療所理事長 海賀専市 | 大山町長 山根英夫 |

鳥取県告示第二百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六

条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗
名 称 所 在 地

辞退年月日

米子市道笑町二丁目

昭和三十四年三月二十七日

錦 織 医 院

鳥取県告示第二百五十号

昭和三十四年四月鳥取県告示第二百十六号（医療機関の指定）の一部を次のように変更する。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日の欄を次のように改める。

昭和三十四年三月十七日

鳥取県告示第二百五十一号

中井手土地改良区の定款変更は、土地改良法（昭和二

十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十四年五月七日認可した。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十二号

昭和三十三年八月一日付で、鳥取市数津山根頼男ほか十八名の者から申請のあつた鳥取市数津土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年五月十二日から同年五月三十一日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市 鳥取市役所

鳥取県告示第二百五十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届出があつたので、次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三三、一八 有限会社藤本組 西伯郡岸本町吉長五四ノ四

（ほ）第五一五号 七、一八

〃〃〃 二七〇号 〃七、一〇 株式会社 興農公社 米子市内町一七二

（新）藤本 昭三四、一
（旧）藤本源四郎 四、二四
（新）松下 晴利 〃四、二七
（旧）遠藤 寿雄

鳥取県告示第二百五十四号

次の種畜は、廃用された。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号

名前 種類 飼養者住所氏名

昭三三鳥取一第五四号 伯 栄 黒毛和種 鳥取県東伯郡関金町 小林 武 治

鳥取県告示第二百五十五号
次のように炭そ及び気しゆそ、予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ及び気しゆそ、予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
炭そ、予防注射……牛馬。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
炭そ、予防注射……炭そ、第二予防液皮下注射

気しゆそ、予防注射……気しゆそ、予防液皮下注射
別表

炭そ、予防注射

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|-----------|--------------------|
| 五月十一日 | 東伯郡赤碕町旧赤碕 | 赤碕家畜市場 松ヶ谷家畜検診所 |
| " | 西伯郡中山町旧中山 | 羽田井、八重、樋口各家畜検診所 |
| " | 東伯郡東伯町下郷 | 杉下、美好、倉坂 |
| " | 西伯郡中山町下中山 | 下中山、栄田 |
| " | 東伯郡赤碕町旧安田 | 尾張、湯坂 |
| " | 東伯町旧八橋 | 保、八橋 |
| " | 旧上郷 | 山田、福永 |
| " | 北条町旧中北条 | 国坂、江地 |
| " | 赤碕町旧成美 | 大田垣、出上、西宮 |
| " | 東伯町旧浦安 | 槻下、上伊勢 |
| " | 北条町旧下北条 | 下神、弓原、米里 |

気しゆそ、予防注射

実施期日 実施区域

実施場所

| | | |
|-------|-------------|-------------------|
| 五月十九日 | 東伯郡関金町旧南谷 | 泰久寺、大鳥居、安歩各家畜検診所 |
| " | " | 山口、郡家 |
| " | 二十日 倉吉市旧上小鴨 | 上小鴨農協、生竹、中田、倉庫、広瀬 |
| " | " | 旧小鴨 |
| " | " | 岩倉、大宮、下大江、富海 |
| " | " | 小鴨、中河原、北野、西倉 |
| " | " | 旧倉吉 |
| " | " | 三明寺、田内、下田中 |
| " | " | 穴窪、新田、古川、沢 |
| " | " | 旧西郷 |
| " | " | 大原、上余戸、西郷 |
| " | " | 旧上井 |
| " | " | 福庭 |
| " | 東伯郡北条町旧中北条 | 国坂、江北、江北浜 |
| " | " | 長瀬、田後 |
| " | 羽合町旧長瀬 | |

鳥取県告示第二百五十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法
豚コレラ予防液皮下注射

別表

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|-----------------|---------|
| 五月十四日 | 八頭郡家町中私都、郡家、丹比村 | 各豚舎巡回注射 |

十五日 " 八頭村、船岡町船岡、用瀬町社、郡家町國中
 十六日 " 八頭村安部、船岡町大伊、河原町西郷
 十八日 " 河原町国英、河原、船岡町隼、郡家町大御門

鳥取県告示第二百五十七号

次のようにひな白痢の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法
 ひな白痢急速診断法

別表

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|--------------|------|
| 五月十二日 | 鳥取市向国安 林 種鶏場 | 同上 |
| 十三日 | 岸坪 村上種鶏場 | " |

鳥取県告示第二百五十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三号）第三十五条の四の規定に基き、昭和三十四年四月二十五日次の者に対し、米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業の場所

| | | | | |
|-----|----------|---------------|-----------|-------|
| 六三一 | 中島 忠義 | 有限会社 一乃湯 | 鳥取市吉方八〇五 | 住所に同じ |
| 六三二 | 田中 弥生 | 湯乃屋旅館 | 吉方二七七 | " |
| 六三三 | 谷口 三郎 | 株式会社 鳥取ホテル | 三〇二 | " |
| 六三四 | 小谷 専一 | 株式会社 小銭屋 | 二五六ノ二 | " |
| 六三五 | 井上 一馬 | 有限会社 やぶきん食堂 | 川端二丁目一四 | " |
| 六三六 | 井上 民造 | 井上食堂 | 梶川町 | " |
| 六三七 | 井上 信義 | コックドール | 東品治町一八五ノ二 | " |
| 六三八 | 神野 久雄 | たから食堂 | 瓦町七九 | " |
| 六三九 | 沢 春造 | 沢タクシー株式会社 食堂部 | 東品治町五七ノ一 | " |
| 六四〇 | 荒木 政子 | 矢倉食堂 | " 一八ノ七 | " |
| 六四一 | 村上 重夫 | 鳥取市役所職員組合 食堂部 | 西町二九〇 | " |
| 六四二 | 山本 静子 | 電通阜月寮 | 吉方一区八〇四ノ一 | " |
| 六四三 | 宮本 きぬ子 鍵 | | 川外大工町八九ノ一 | " |

鳥取県告示第二百五十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第

一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十四年五月十二日

| | | | | | | |
|---------------------|-------|----------|------------|-------|--------|---|
| 登録番号 | 登録年月日 | 鳥取県知事 | 石 | 破 | 二 | 朗 |
| 鳥取県知事登録 (に)第四五一号 | 昭三二、二 | 名称 | 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 | まつ消年月日 | |
| 〃〃〃二二一号 | 〃〃〃二二 | 山本組 | 鳥取市吉方町七六九 | 山本 義勝 | 昭三四、二 | |
| 〃〃〃三六九号 | 〃〃〃二 | 米子瓦斯株式会社 | 米子市東町七一 | 赤沢 正道 | 〃〃〃二二 | |
| 〃〃〃三七四号 | 〃四、八 | 久米水道工業所 | 〃〃〃八五 | 松永 一三 | 〃〃〃二 | |
| | | 岩崎塗装店 | 〃〃〃二二 | 岩崎半次郎 | 〃四、八 | |

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県選挙管理委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の氏名及び党派別の掲示のうち、字数二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に所属する候補者の党派については、公職選挙法施行令(以下「令」という。)第八十八条第三項の略称のみを掲載する

ものとする。

第二十八条中「公職選挙法施行令(以下「令」という。)第二百一十一条第二項の規定により」を「令第二百一十一条第二項の規定により」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

6 第十六条第三項の規定は、第四項の立札による掲示について準用する。

第四十八条に次の一項を加える。

4 第十六条第三項の規定は、氏名等の掲示について準用する。

第五十三条第四項を削る。

第五十四条を次のように改める。

第五十四条 第十六条第三項、第四十八条第二項及び第三項並びに第四十九条の規定は、氏名表の掲示について準用する。

別記第十八号様式の備考を次のように改める。

備考 1 候補者の氏名には振仮名を付けなければなら

ない。

2 字数二十をこえる名称を有する政党その他の政治団体に所属する候補者の党派については、令第八十八条第三項の略称のみを掲載すること。

3 氏名掲示は、候補者の数により一段に掲示できない場合には二段以上にすることができ、この場合の掲載の順序は、上段右を一とし、左に順を追って下段右に至り、以下これにならうものとする。

別記第十九号様式の備考を次のように改める。

備考 1 氏名表の大きさは、掲示箇所に応じて選挙人の見易いようにしなければならない。

2 氏名及び党派別の記載並びに一段に掲示できない場合の掲載の方法については、第十八号様式の備考に準ずる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年五月十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十四年五月十三日 午後三時

二場 所 境港市山中二、〇六四

県立境水産高等学校

三議題

- 1 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
- 2 鳥取県立図書館規程の一部を改正する規則について

正 誤

昭和三十四年五月七日付鳥取県公報号外第二十号中誤りがあつたので訂正する。

頁 段 行 誤

1 上 終りから 1 参院全国選挙長告示

8 下 2 選挙長告示

” ” 終りから 2 選挙長告示

正

参院全国選挙分会長告示

選挙長告示

選挙分会長告示

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取

鳥取市東町取

印刷所